

鹿児島市交通局電車損害賠償責任保険契約仕様書

この仕様書は、鹿児島市が保有する電車（貸切電車・貨車・散水電車を含む）の運転、管理及び軌道施設等の管理に起因して生じた法律上の賠償責任（他人の生命または身体を害したことにより生じた賠償責任及び他人の財物を害したことにより生じた賠償責任）を保険で支払うことについて必要な事項を定めたものである。

記

1 保険てん補対象の概要

(1) 電車の運転及び管理に起因した事故

- ア 電車の運転及び管理による暴走、脱線、異線侵入、転覆等の車内外事故
- イ 発車時、停車時の乗客車内転倒
- ウ 乗降時の事故
- エ ドア一開閉事故
- オ 急制動時の車内事故
- カ 衝突時、追突時の事故
- キ 進行途中による車内外事故
- ク 諸車との接触事故
- ケ 車両火災による事故
- コ 車両故障による車内外事故

(2) 電車の軌道施設に起因した事故

- ア 軌道施設の路面及び機器の不整備や管理による事故
- イ 踏切警報機故障、遮断機故障による事故
- ウ 電気施設の管理に起因した事故
- エ 軌道敷内の施設に起因した事故

(3) その他約款による

以上の事故等により賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき損害賠償金及び賠償問題解決のため支出した訴訟費用、弁護士費用並びに被害者の応急手当の費用等を保険で支払うものとする。

2 保険金額

対 人		対 物	
1 事 故	10億円	1 事 故	1,000万円
1事故1名	5,000万円		

3 免責金額 0円

4 事故発生と処理について

- (1) 事故が発生した場合、交通局は保険会社に通知する。
- (2) 必要に応じ、保険会社に現場出動を要請することがある。
- (3) 事故状況の確認については、交通局及び関係機関等により状況を収集把握すること。
- (4) 保険会社は、契約期間中の事故については契約期間満了後も責任をもって解決にあたること。

5 事故解決について

- (1) 損害賠償の事務手続き、折衝、交渉、支払い、その他示談等について保険会社は解決に向け最大限の援助、指導を行うこと。
- (2) 裁判調停については、保険会社が責任をもって行うこと。
- (3) 交通局が事故に関する書類の提示を求めたときは、提示に応ずること。
- (4) その他約款による。

6 事故防止への協力について

交通局が事故防止のための協力を保険会社に求めたときは、協力に応ずること。

7 争訟費用のてん補の算定

損害賠償金があてん補限度額を超える場合の争訟費用の算定

てん補額＝争訟費用の額×てん補限度額／損害賠償金の額

8 ドライブレコーダーの利用について

- (1) 全車両にドライブレコーダーを設置済
 - ・車両前方、両替機及び降り口付近、乗り口付近にA方・B方各1台以上の計6台以上設置
 - ・画素数35万画素以上
 - ・記憶容量500GB以上（上書きまで最低1週間以上）
 - ・撮影角度90度以上
 - ・デジタル音声で記録可能
 - ・録画は1秒あたり30コマ以上
 - ・管理者PCへのデータ抽出可能
- (2) 事故やトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者、保険会社、捜査機関に情報提供を行うことが出来る。（ただし、個人情報を使用する目

的に公益上の必要がある場合や当局から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供データに個人情報記録された本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。)

9 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで